総務民生常任委員会·教育産業常任委員会会議録

日時 平成30年6月5日(火) 午前11時13分 場所 城里町役場 3階 委員会室

総務民生常任委員会 出席委員(7名)

委員長 河原井 大 介 君 副委員長 藤 咲 芙美子

 小 圷 孝 君
 鯉 渕 秀 雄 君

 関 誠一郎 君
 三 村 孝 信 君

猿 田 正 純 君

教育産業常任委員会 出席委員(7名)

委員長 薗部 一君 副委員長 片 岡 蔵 之 君

杉山清君小林祥宏君

阿久津 則 男 君 加藤木 直 君

桜 井 和 子 君

説明のため出席した者の職氏名

総 務 課 長 河原井 明

農業政策課長皆川尊志

説明補助のため出席した者の職氏名

総務課内地域防災室長補佐 所 克 実

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 阿久津 雅 志

主 任 書 記 松崎英明

書 記 市村真紀

総務民生常任委員会・教育産業常任委員会次第

1 開 会

- 2 委員長挨拶
- 3 協議案件
 - (1)農業政策課事務及び緊急時の対応について
 - (2) その他
- 4 閉 会

午前11時13分開会

開 会

○委員長(薗部 一君) それでは、始めたいと思います。

着座のままで発言しますので、よろしくお願いします。回答者の方も着座のままで結構ですので、よろしくお願いします。

委員長挨拶

○委員長(薗部 一君) ご苦労さまです。先ほどの本会議に続きまして、委員会を開きたいと思います。

本日の会議は、さきに発覚いたしました農業政策課の件でございます。

当時、一通りは説明を受けましたが、その後の状況や今後の再発防止等も少しお話を伺いたいと思いまして、開催をしたものであります。

これにあわせて、総務民生常任委員長から所管である危機対応等について関連するので、 同時開催を提案されたものです。

慎重なる審議と委員会運営には格段のご協力をお願いしたいと思います。

会議に先立ちまして、私から皆様のご発言をいただく前に、先日、農業政策課長に今回の農業政策、農業再生協議会の補助金の内容、仕組み、生産調整対策費補助金の内容、仕組みと平成29年度の実績報告書の提出、26年度から29年度分、あと城里町農業再生協議会の規約に基づいて役員構成とか、そういうのを行われているかどうかを前にお願いしてありますので、皆川農政課長よりご報告をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

会議に先立ちまして、傍聴人1名を認めておりますので、よろしくお願いします。 じゃ、皆川課長、お願いします。

協議事項

〇農業政策課長(皆川尊志君) では、私のほうから、総務委員長からいただいた資料で 説明をさせていただきます。

最初に、農業再生協議会の補助金の内容、仕組みということで、資料の3のほうを見ていただきたいと思います。

前回お配りした懲戒処分についてということで、そちらのほうに2番のほうに、再生協議会の歳出と予算の関係、28、29年度が書いてございます。真ん中の6番です。29年度が

496万8,000円で、これが国からの補助金です。内容が事務経費のみということで、実際使っているのがその再生協議会の事務経費の中で、車のレンタル代とか、郵送費、あとは電算機器のレンタル料、あと放送関係と消耗品関係になります。

内訳は、別紙のほうの黒いとじひもの会計報告のほうがあると思うんですけれども、そちらのほうに29年度ということで、これ収支で県のほうに報告した内容ということとは違う内容が書いてありますけれども、こういう内容になっております。

[「課長、これ」と呼ぶ者あり]

〇農業政策課長(皆川尊志君) そうです。最初に別紙のほうです。これ5年分とじてありますんで、一応内容は5年間同じような内容で通帳のほうと記載しております。

次の、(2)番の生産調整対策補助金なんですが、こちらは町のほうの単費補助になります。資料3のほうの、今の下段のほうで支出額ということで、生産調整対策費補助金、内訳が3,732万780円という金額になっていますが、このほかに団体協議に支出、予算がありますので、全体の予算では3,882万円ほどございます。こちらのほうは一般の方に支払う分と、各地区の団体協議のほうで異なっております。

その内容につきましては、資料4の4枚目のほうをお開き願いたいんですけれども、7の長期転作補助金というところの項目があると思うんですが、各農家のほうで生産数量の目標という面積配分がありまして、それを達成した方のみが補助金を受け取ることができます。その中では、10アール当たりの単価が2万円とか1万円とかありまして、一番今多いのは、真ん中にあります新規需要米と飼料米の生産が一番多くなっていますので、こちらが10アール1万ということで、町のほうの補助金になっております。

その下のほうに、今、米印のちょっといろんなことが書いてありますけれども、団地加算ということで団体に対して、別枠で補助金の増加部分がございます。これが先ほど言いました生産調整対策補助金の内訳で、昨年度ですと大体配当が350件ぐらい支払ってございます。それが3月の中旬から下旬にかけて、各農協の口座を通しまして、各農家のほうに支払いとなっています。

あと先ほど言いましたこの黒金具止めですね、通帳関係と県の報告書5年分ですけれども、28、29年度につきましては、ちょっと不明と書いてありますけれども、これは通帳と帳簿が合わないというふうなニュアンスです。25年度から27年度までは県の報告書と通帳の数字は全て合っていますので、今後5年間、会計監査が来る予定になっています。28、29年度が県のほうで監査が、おとといですか、行われまして、今度、関東農政局と県と国と、3つの関係機関からかわって監査が今年やってくる予定です。6月中に国、県と関東農政局が多分来ると思いますので、今、日程の調整のほうしているところでございます。

その中で、最終的には、残金はお返しするような形になりますので、一般会計のほう通 して返すということになりますので、最終的には補正のほうに入れて返すような形になり ます。今回、6月の議会では間に合いませんが、遅くても9月の議会には提出するような 流れになると思います。

再生協議会についてなんですけれども、資料1のほうをお開き願いたいと思います。

こちら再生協議会の規約で、前回もお配りしています再掲ということで、順番に質問の内容についてですが、構成委員関係につきましては、議会の方なっているかということなんですけれども、8ページのほう、後ろのほうから2枚、3枚目にある構成委員の委員ということで、こちらのほうに構成委員名簿がございます。議会のほうから議長と委員長ということと、古い内容になりますけれども、事務局がこれ産業振興課というのは前の担当課なんで、今度、農業政策課に直さなくちゃならないんですけれども、こちらのほうが構成委員メンバーとなっております。

実際に、今年30年度につきまして、まだ総会開いておりませんので、6月の下旬までには開く今予定で事務を進めております。3月に臨時ということで、全員は集まっていないんですが、うちのほうの担当がかなり省きまして、各地区農家の方を呼びまして、飼料用の面積の確認ということで、内容の確認については一度、臨時のほうで行っております。それが資料2のほうの臨時総会で、3月19日に、こちら面積の確認が内容等、これ一番後ろになりますけれども、説明会の日程についての打ち合わせをしているのが資料2のほうになります。

また、資料1のほうに戻っていただきまして、経過の中で、規約の中で、役員の定数について、第3章に載っているのがあるんですけれども、第3章のほうは2ページのほうになります。会長1名、副会長3名、監事2名ということになっていますが、会長は町長になります。基本的に副会長は、議長と農協関係ということで、なってくると思いますけれども、監事につきましては、ここに2名と書いてあるんですけれども、会計監事だと思うんですが、実際に23年のときに1回再編がありまして、農協が事務局だったのが役場のほうに変更になったという経過があります。そのときに、会計監事というのが多分できたと思うんですが、24年からの資料を見ると、決算予算の中で会計報告が入っていないというような現状なんですね。そのころから資料にはこの会計報告が載っていないという見方がちょっとできるという、規約のほうには会計の監査とか、そう呼ぶことがあるんですけれども、実際には監査がされていなかったというのが、今までの事務の流れです。これが大体24年、5年ぐらいからずっと続いていたというのが、引き継ぎがうまくいっていなかったというのが、そういう流れになったのかと思います。

第4章のほうで、通常総会というのが年1回と、または臨時会というのがあるんですが、 通年ですと3月に総会を開いて、次年度の通常の資料4についての内容を検討というのが 大体総会の内容になります。その中で、予算が、先ほど言いましたけれども、事務局の予 算というのしかありませんので、事業費が。多分24年のころから省いてしまったのかなと いうのが、今想定されることでございます。

あと、この資料1の事務局長というのが、町長が認めるというか会長ということですの

で、実際には担当課長ということになって、担当課のほうで農業政策課が行うということ になります。

あと、内容等々第21条関係で、会計処理規程及び事務処理及び文書取扱規程、公印取扱規程、内部監査規程、これは23年4月のときに、再編をしたときに作成はしてございますが、資料はあったんですが、実際にそれが引き継いでいなかったというのが現状だと思います。

あと、第6章の町の協議会の資金というか、予算ですね。先ほども申しましたけれども、 国からの補助金の事務費のみということで、達成した飼料用の安定、食の安定の達成した 部分というのは、町の予算です。そのほかに関東農政局で払う国の予算は、また別枠であ りますんで、事務局を通して、国のほうに協議会から資料を全部提出するというのが現状 です。国のほうは期限が厳しいものですから、担当のほうで常にやりとりをして、何月何 日までこういう資料を上げてくださいというのが、常にメールできて、それに対応して追 われているのが今までです。

実際には、事業計画はそのまま事務費経費だけで、関東農政局とのやりとりというのが、あと農協を通して出荷を上げてもらう、それをうちのほうで電算で調整して、面積案分が合っている人は、全部報告して補助金の対象になるというのが事務の取り扱いになります。うちのほうの体制というのは、実際には担当がほとんど1人でやっているというのが今までの流れなんですね。24年のころから専門担当というのは1人で、違う部署の担当が裏にはいるんですけれども、実際に法人の担当があるんで、何かあったときは手伝うだけで、実際に通帳を動かしているのも、データを管理しているのも一担当がほとんどやっているというのが今まできています。

担当の事務量がかなり多いんですけれども、途中、補佐的にいた人が産休で休んだりしているんで、実際にはその定員は今人数数名いますけれども、実際はほとんどいなかったという現状があります。ここに臨時のほうはないんですが、畜産のほうも一緒に持っていますんで、よそのほうが大変だというそっちも1人が昼間出かけちゃうと、担当1人残ってというような感じ、その以外でもう一人補佐がいますけれども、3人体制というのが現状だったというのが、長い2年ぐらい続いたというのがあります。われわれ限界がありましたけれども、私のほうはそのまま課長ということで、実際に事務がきつい、なれないと難しいというのは誰でも思っていると思います。事務の内容というのはその辺の中にあります。

O委員長(薗部 -君) ありがとうございました。

ただ、今の課長のお話聞くと、本当に通帳も印鑑も担当者に預けていたという話ですよね、この間のお話では。そういう中で、監事も、監事は決まっていたの。

〇農業政策課長(皆川尊志君) 決まっていた、資料もございます。

決算予算報告がないんで、総会自体に。結局決めている内容もないんです、ずっと。

- ○委員長(薗部 一君) そうすると実際の監査もあれもいなかった。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) いないというのが現状です。

ですから、事務経費だけなので、県の報告が監査に近いものがそれだけなんです、一切。

○委員長(薗部 一君) ほかの委員さんからも話があるかもしれないですが、やっぱり 通帳も印鑑もつくって監査もないというのは、やはり体制的には問題があると思うんです よ。よく役場の皆さんが農政課ばかりじゃなくて、現場に行きますよね。これはほかのところもあるもんで、そういう言い方あるかもしれないですが、関連するもので言わせてもらうとすれば、やっぱり例えば都市建で行って現場見る場合も、やっぱり2人で行くとか、簡単なやつでも2人で行ってるとかあるもんで、それは総合チェックという意味もあって、行っているんだろうというお話も伺ったんですが、特にお金に関するやつについては、大事なやつを1人に任せたというのは、やっぱりその組織としての問題があると思いますよね。それでこれを受けて、町長も改善をするように、やっぱり力を注ぐと思うんですがね。ほかの委員さん、ご意見等ございましたらよろしくお願いします。

小林委員。

- **〇委員(小林祥宏君)** これ事務費で全然問題ないというのは、農家に与えた支障はないの、これ。あるわけでしょう、これ。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) 事務費ではありません。
- ○委員(小林祥宏君) 全然ないの。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) 全然ない。
- ○委員(小林祥宏君) 農家には全然関係ないというの。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) 事務費は全く関係ない。
- ○委員(小林祥宏君) そうなんですか。
- **〇農業政策課長(皆川尊志君)** 生産調整というか、町の予算は農家に直接関係していますけれども、事務費だけは、本当に事務費だけ。
- ○委員(小林祥宏君) ああ、そう。
- 〇委員長(薗部 一君) 藤咲委員。
- **〇委員(藤咲芙美子君)** 今、薗部委員さんも言いました、なれない難しいものを1人に任せていたということが大きな問題だったと思うんですけれども、これは、これからは通常3人体制でやるというんですか。
- ○農業政策課長(皆川尊志君) 現在は、1.5人体制です。
- 〇委員(藤咲芙美子君) 4人体制。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) 1.5人。
- ○委員(藤咲芙美子君) ああ、そうですか。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) 実際にはほかの事務もやっているんで、補佐で入るだけなんですね。直接の担当ではやっぱり2人になれないんです、今の体制では。ですから

- 1.5人とプラスあとはグループというか、農政課のほうで何かあったときは対応するという、輸送するとかそういうのは誰でもできますから。また、入力やなんかは専門的な部分でしかできない部分があるんで、それは1.5人体制でやりたいということで、今進めています。
- 〇委員長(薗部 一君) 藤咲委員。
- **○委員(藤咲芙美子君)** その5人体制ということの具体的なところというのは、まずどこでどんなふうにチェックをしていって、どういう経過をもって5人で、どんなふうにしていくのか……
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) 1.5人。
- **〇委員(藤咲芙美子君)** 1.5人、失礼しました。どのようにしていこうと思っているんでしょうか。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) 基本的には、担当者が全部入力をするような、これは臨時の職員がいるんで、ここで臨時の人と入力して、そのデータをほかの職員が最終チェックをする、もう1回チェックをするという流れを今つくっている予定です。入力自体は2人ぐらいしか入力できませんから。
- 〇委員長(薗部 一君) 藤咲委員。
- **〇委員(藤咲芙美子君)** そのやり方で、この今までの問題があったことが解決できそうな内容なんでしょうか。その体制で大丈夫なんですか。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) 体制で大丈夫だとも言えませんが、やるほかないんで、ほかの職員の手を借りてやるということにしています。人がいればいいという話ではないんですけれども、やっぱり経験がものを言うんで、最初から全て頭に理解できるだけの人がいれば、それは理想なんですけれども。異動というのはどうしてもつきますから、今の人がなれたときには、次の人が異動しちゃうんで、2人体制だったらどっちかが残れば一番いいんですけれども、1.5人だと、半分は自分の違うことやっていますから。
- ○委員長(薗部 一君) ほかにご意見ございますか。
 阿久津委員。
- **〇委員(阿久津則男君)** 今回の件で、あれですか。この事務費から農家の補助金が減ら される可能性はあるんですか。
- ○農業政策課長(皆川尊志君) 今度お返しすることになりますけれども、基本的には使い切りの予算で、今まではやってきたというような流れがあったんで、使っていないということであれば、必要ないということで判断されますんで、減らされる可能性はあります。
- **〇委員(阿久津則男君)** それは農家に対しては減らされない可能性……
- ○農業政策課長(皆川尊志君) 農家は全く関係ない、事務費だけ。
- ○委員(阿久津則男君) 事務費のほうが減らされる可能性がある。
- ○農業政策課長(皆川尊志君) 農家は、県と国の補助の額って決まっていますから、あ

と町の額も決まっているんで、農家に対しては一切関係ありません。

- **〇委員(阿久津則男君)** それと570万でしたか、金額大体。これ以外にはないということでよろしいですか。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) はい、そうです。
- ○委員(阿久津則男君) わかりました。
- 〇委員長(薗部 一君) 小圷議長。
- **〇議長(小圷 孝君)** これ農家に振りかえというのは、大体何月ころに決めている。決めていないの。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) これは通常なら3月、国のほうは12月と2月と遅くて3月というのが決まっているんですよ、大体。
- 〇議長(小圷 孝君) 3月と。
- O農業政策課長(皆川尊志君) 12月に半分と、国のほうね。うちのほうが国の決定と同じ考えでいるんで、3月には遅くても全額払うというのが予定だったんです。
- ○議長(小圷 孝君) 通帳の写し、コピー見せてもらっているんですけれども、この形でいうと、何か1年のうちに3回くらい払っている個人名が出てきているし、あとカードで金額が多額のカードがおろされているんだけれども、これはちゃんと裏づけがとってあるのかな、今回。
- ○農業政策課長(皆川尊志君) 28、29年度は別……
- ○議長(小坏 孝君) どういう形でこれおろしたんなら、そこら辺説明できますか。個人名で1年のうちに3回ずつおろしてあるんだけれども、何でこれがおろされているのか、ちょっと説明できますか。カードで落としている金額が三十何万とか、何回でもカードで落としてあるけれども。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) カードはレンタル会社の契約なんで、それは自動的に口座引き落としになっています。個人名は、個人に払った、この事務費じゃないのが入っているです、ここの通帳に。個人名の名前が入っているの、過去のやつの。口座に入っているのはレンタルの……
- ○議長(小圷 孝君) これ年に何回も払っているのは文房具屋さんか何か。
- **〇農業政策課長(皆川尊志君)** 個人のやつは徳宿さんとか、それ文房具屋です。
- ○議長(小坏 孝君) 文房具屋さん。 あとカードで払っているのは、何これ引き落とし……
- **〇農業政策課長(皆川尊志君)** 引き落とし関係です、それは。そういう契約になっているんですね、システム用とか、そういうの。
- ○議長(小坏 孝君) 何か機械借りているやつで。
- **〇農業政策課長(皆川尊志君)** そうです。電算の関係はもう自動引き落としで口座振替になっています。

- ○委員(小林祥宏君) じゃ、こういう裏づけはみんなわかるんだね。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) ただ、28、29年度はちょっと不明がありましたけれども、ほかは全部あります。
- ○委員長(薗部 一君) 今言った不明とかそういうのはもう、これはあれなんですか。
- ○農業政策課長(皆川尊志君) ほぼ確定している。
- 〇委員長(薗部 一君) 確定した。
- **〇農業政策課長(皆川尊志君)** はい。これは県に報告した報告。3月付。これは間違っているやつなんで、この後に新しいのをつくる予定なんです。
- **○委員長(薗部 一君)** それで先日、監査入ったでしょう。新しい事実はないの。大丈夫。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) 新しい事実はありません。
- ○委員長(薗部 一君) 余り良くないのか。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) 報告したとおりです。

事務が折れたというのは一つありましたけれども、空散の補助金があったんですけれど も。それを本人は3月に仕事をしていたんですけれども、その仕事をごじゃっぺで、前年 度をそのまま出しちゃった。それを見つけて全部やり直した。それが1カ月ぐらいかかっ ちゃった。

- ○委員長(薗部 一君) そうすると、今度は支払いというか、来た金額は正確……
- **〇農業政策課長(皆川尊志君)** 正しい、正確なものです。それは途中で発見したんで。
- **〇委員(片岡藏之君)** ならしの補塡というのはこれから出る。
- **〇農業政策課長(皆川尊志君)** ならしは国のほうなんで、多分この間報告書は上げたと 思います。
- 〇委員長(薗部 一君) 河原井委員。
- **○委員長(河原井大介君)** 1日に監査が入ったということで、新事実というか、新しい 事実は全く何もなく、町が調査した新聞報道したこの金額も含め、その他もろもろの問題 は全く県からの指摘もなかったということでよろしいんですか。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) いや、県のほうの指摘があって、その領収書の不明なや つは抜きましょうというのがありました。金額はこの最初に報告した資料3、ここの金額 よりは減っています。領収書が見つかったのは減額していますから。全く同じではない。
- ○委員長(河原井大介君) じゃ、ちょっと時間もあれですから、つなぎで総務課長にしなきゃいけないんですが、いずれにしても今回の公金横領の問題については、やっぱりこういった協議会だったり、委員会だったり、城里町にも112を数える附属機関というのが存在しますし、そのうちの口座というか、通帳を持っているのが半分くらいというふうなお話お伺いしているんですが、それに対して口座のチェック体制は、まずどうなっているのか、どうするのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇委員長(薗部 一君) 総務課長。
- ○総務課長(河原井 明君) 私どももこの不祥事をきっかけに、まず、これで言うと危機管理マニュアルというのは、まず作成していません。これを早急に、危機管理マニュアルを作成します。この件に当たっては、一応今回は公金横領、公金横領等についてのそういう不祥事についてのマニュアル、あとは例えば職員が交通事故をして死亡させたと、そういうときのマニュアルとか、あとは移動中に事故があったと、そういうときのマニュアルを各課ちょっと持ち寄ってもらって、それを早急に作成しまして、それで対応していくと。あと今回通帳が、調べたところ、全課、全庁で52通あります。その52通を来週の14日木曜日、1日かけて町長と総務課のほうで、一応ヒアリングをすると。そのときには通帳、あとは支出命令書とか、あとはそれで言うとそういう部分を確認します。

あとは、29年度がもう既に済んでいますので、その時の決算書等を見ながら、そういう ことで52通を14日の日、1日かけて全部確認していくということになっております。

- 〇委員長(薗部 一君) 河原井委員。
- **〇委員長(河原井大介君)** そうすると緊急対応マニュアル、不祥事対応マニュアル、さまざまなことがありますが、それは今現在つくられていないということで、これからつくるということなんですね。今通帳に関しても重要だから、チェックをし始めると。

いずれにしても今回この記者会見まで2週間余り、議会にまず報告がなかったというのがありますから、ぜひその緊急不祥事の対応、さまざまなマニュアルの中に、やはり議会というものをきちっと入れていただきながら、一緒に情報を共有できればというふうに思っていますので、その点に関しては、災害マニュアル、さまざまな緊急事態のマニュアルや対不祥事マニュアル、さまざまなものについて、そういった連関性というか、連携性、タイアップできる、そういうシステム構築だけ急いでいただければというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

また、この件は本当に残念なことだったと思いますが、今後こういうことが、多分ないとは思うんですが、もしあるような場合には、極力連携しながら対応できればなというふうに思いますので、ひとつそういうことの件を踏まえながら、マニュアルの作成を急いでいただければというふうに思っております。よろしくお願いします。

- ○総務課長(河原井 明君) はい、わかりました。
- 〇委員長(薗部 一君) 藤咲委員。
- **○委員(藤咲芙美子君)** 今の河原井委員さんのつながりなんですが、このマニュアルは 議員には公開できるんですか。
- ○総務課長(河原井 明君) そのところは、まだつくっていませんので、これからつくるということで、それは後ほど、それはどのようにするのか、それも協議していきたいと思います。

それと今のところは、発言は差し控えさせていただきます。ちょっと今のところ、わか

らない状態なので。

- 〇委員長(薗部 一君) 藤咲委員。
- **〇委員(藤咲芙美子君)** ということであれば、これからもし町長の権限で、議会には出さないというようなことがある可能性もあるということですか。
- ○総務課長(河原井 明君) 最終的には町長の判断だと思いますけれども、私個人としてはオープンでいいかなと、私は思っています。
- **〇委員(藤咲芙美子君)** ぜひ、オープンにしていただきたいと思います。
- ○委員長(薗部 一君) そのほか、ご意見。 加藤木委員。
- ○委員(加藤木 直君) 私も元職員で、この事業自体に一緒にやってきた者なので、なかなか事務局に対して、言いづらい部分はあるんですけれども、農政課の中で、年間の仕事の中で、結構仕事ではメーン的な仕事だと思うんですね、一年間のうちでは。そのメーン的な仕事をやはり1人ないし1.何人という少ない人数の中で、やっぱり任せられている職員についても、結構プレッシャー自体はあったんじゃないかな。仕事的にも大変だというのは私も知っています。

そういった中で、私が現職のころは、結構各地区の説明会等々に行きますと、結構その 担当課が総出でやっていたというような思いがあります。現在でもそういう形で、農政課 で総出でやっているのか、もしくはごく担当だけに任せちゃっているのか。

また、農政課の仕事も観光関係はなくなったにしても、いろんな仕事が今、新規事業等が入っておりますよね。それは重々承知しております。結構事務のほうも煩雑化しているというのはわかるんですけれども、現在の中では結構メーン的な仕事ではあるので、一課総出で、その年間の主な行事でございますので、みんなでやっていただければなという思いと、それから、これは県のほうに実施計画書というのは出しているんですか。それから、実績報告書というのも出していますか。どうですか。

- 〇農業政策課長(皆川尊志君) 計画書は出しています。報告書も。
- **〇委員(加藤木 直君)** 報告書も、計画書も。この計画書を出すときに、収支計算書も 当然つきますよね。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) これは収支計算書です。
- ○委員(加藤木 直君) 監査報告はつかないんですか。
- ○農業政策課長(皆川尊志君) 監査報告はつかないです。これだけです、今まで。
- ○委員(加藤木 直君) これはあれですよ、補助ですよね。
- 〇農業政策課長(皆川尊志君) 補助です。
- ○委員(加藤木 直君) 補助のほうですよね。
- ○農業政策課長(皆川尊志君) 県のほうはこれ3月末にこの報告書だけを上げて……
- ○委員(加藤木 直君) 収入は1本しかないでしょうから、支出のみなんでしょうけれ

ども。

- **〇農業政策課長(皆川尊志君)** どこで途中から会計報告がなくなったというのが一番の 悔やみだと思うんですけれどもね。
- **〇委員(加藤木 直君)** いずれにしても規約が決まっていて、毎年この監査等も行わなくちゃならないということになっているので、今後、この規約にのっとった中で事業のほう進めていただくように。

以上です。

○委員長(薗部 一君) ありがとうございました。

課長、やっぱりそのようなお話もあるもんですから、あと農政課のほうの補助事業の仕事量が大変あるよという加藤木さんの委員の話なもんですから、町長にもよろしくそのことを伝えて、人員とかそういうのを万全を期すようによろしく、総務課長も伝えてください。お願いします。

そのほかに。

藤咲委員。

〇委員(藤咲芙美子君) 課長から見て、今メンテナンスの問題が出たんですけれども、 課長が、その人たちの、その職員の働いている姿を見て、もしこの人が適応できないかな とかと思ったときに、かえるとかそういうようなことは課長自身はできますか。

それと、課長は働いている今の職員、これは今回の人員だけに限らず、しっかりと見て対応して、手を出すとか出さないとか、そういうところというのは課長としての判断はどういうところで見ていますか。任せていますか。手を出しませんか。そこら辺ちょっとお聞きします。

- ○農業政策課長(皆川尊志君) 人事権は私ではないんですけれども、内容については、毎月のように定例で職員と話すというのがあるんです。その中で報告を受けたり話をするんですけれども、やっぱり自分でだめだと手を挙げる人はいません、基本的に。それはやはり能率給という感じもありますけれども、だめな場合は給料も下がっちゃうんですね、格付も、基本的に。やっぱり与えられた仕事に真っすぐに向かっていくのが職員の立場ですから。ただ、きついときはきついという話をして、周りで手伝うとか何とかをフォローしています。それでやるほか、やっぱり職員である以上は、仕事に邁進するというのが当然の結果ですから、これをしてもらうというのはあります。ただ、私のほうからだめだとは一言も言いません。
- 〇委員長(薗部 一君) 藤咲委員。
- **○委員(藤咲芙美子君)** やっぱり課長としてのものの見方って、やっぱりきちっとあると思うんで、そういうようなところは、人事権は確かに町長にあると思いますけれども、職員の監督は課長にあるものであって、そういうところをしっかり見ているか、見ていないかによって、課長の責任というのも多分大きく変わってくるんではないかなと思うんで

すね。だから職員一人を判断に、一人の自己責任だからといって、そのまま任せるとかい うんではなく、もう少し課長の目から見て、どういう指導していくかというのを少し進め ていってはどうかなと思うんですが。

〇農業政策課長(皆川尊志君) 私のほうでもできない部分はみんなでフォローするということで、課内で話し合いをしてという方向で進めていきます。

[「委員長、もうよかっぺ。」と呼ぶ者あり]

○委員長(薗部 一君) たくさんご意見出ました。

やはりこの今回の事件は、単に1課一人のあれではございませんので、町全体の県に対するイメージ、国に対するイメージは甚だしく失墜したのは、課長もその点は重々承知していると思うんです。そういうことでございますので、どうぞ今後の仕事に当たりましては、一層注意をしていただいて、あとはその職員同士で、課長から言った中の人間関係というか、そういうのも困った時には上司、あるいは同僚に対して、相談ができるような雰囲気づくりも大事だと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

この件に対しては、意見が出尽くしたようなもんですから、次に進みたいと思います。 局長、その他でいいかな。

じゃ、その他の部分で、事務局から。

河原井課長。

○総務課長(河原井 明君) その他の部分ですけれども、お手元の資料を配付しました。 それで、原子力災害に備えた広域避難ガイドマップ、それと関連します原子力発電所の安 全協定の見直し作業についてを説明します。

説明に当たりましては、所補佐が来ていますので、所補佐のほうから説明させてもよろ しいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- ○総務課長(河原井 明君) では、そういうことで所補佐のほうから説明させます。
- ○総務課内地域防災室長補佐(所 克実君) 総務課、所と申します。ご説明させていただきます。

まず、最初にガイドマップのほう、こちらの説明をさせていただきます。

町では、原子力災害の住民の迅速な避難を支援するために、広域的な避難先や避難経路など、基本的な事項を定めた原子力災害に備えた広域避難計画の検討を進めております。 万が一、東海第二発電所で重大な事故が発生した場合は、基本的には屋内退避ということになりますが、その事故の状況によっては、広域的な避難をすることになります。

その避難先については、県から示されておりまして、それが栃木県内の5町でありまして、5つの町ですね、そこと協議を進めまして、本年の3月28日に避難に関する協定というものを締結いたしました。避難先が決定しましたことから、今回この原子力災害時に備えた広域避難ガイドマップというものを作成し、今後、該当世帯へ配布する予定ですので、

その前に本日、議員の皆様に事前にお知らせするものであります。

作成したマップは2種類ありまして、芳賀、高根沢、市貝版と益子、茂木版という2つ の種類があります。2種類ございます。

本町の対象地区というのは、原子力発電所から30キロの範囲ということで、大字単位で 区分しておりますので、徳蔵、上下赤沢、真端を除く、ほか全ての大字が対象となります。 マップについては以上でございます。

引き続きまして、このマップに関連して、もう一つの安全協定の見直しについてという ことで、ご報告させていただきます。

東海第二発電所安全対策首長会議、安全協定の見直しについてということで、これは東海村を含めまして、原子力発電施設から30キロ圏内の15自治体で組織する東海第二発電所安全対策首長会議という団体があります。この首長会議、以下本会議と言います、では東海第二発電所周辺地域における住民の生命、身体、財産を守るため、平成26年12月に発電所周辺地域の安全強化確保に関する申し入れを日本原電に行いまして、原子力安全協定の枠組みの拡大と権限の強化を求めてきました。

この本会議のメンバーの中で、原子力所在地域首長懇談会という東海村、日立市、ひたちなか市、常陸太田市、那珂市、水戸市の6団体、これが本年の3月29日に新たな安全協定を締結し、東海村と同等の権限、つまり事前了解を得る仕組みをこの5市も得ました。これは6自治体のうち1自治体でも拒否をすれば、再稼働は認められないという内容です。この安全協定締結の結果を踏まえまして、本会議においても再度、日本原電と協議を行うため、以下のとおりの内容で、新たな安全協定のための調整を進めております。

関係団体を甲乙丙丁と区分しまして、乙には原子力所在地域首長懇談会の構成団体である6自治体、丙にはその他全ての構成市町村を位置づけております。これが8自治体です。 丙について、これは城里町が入りますけれども、これはもとの隣接自治体と同等の権限を求め、現行の権限の強化を図るものです。現行では通報連絡協定という締結をしておりまして、異常時に報告を受けるのみの権限であります。

この下の表が、ただいまご説明したものをまとめたものでございます。 以上、原子力安全協定見直しに向けての進捗状況のご報告をいたしました。 以上です。

- ○委員長(薗部 一君) ありがとうございました。ご苦労さまでした。 これに対して、委員の皆さんからのご意見ございますでしょうか。 藤咲さん。
- **○委員(藤咲芙美子君)** この表を見るに限って、丙は城里町なんですけれども、6自治体の中には入っていないんですよね、城里町は。ということは、この中で報告を受けるのみということは、自分たちが、自分たちの判断で行うということはできないんでしょうか。その中で、この協定の中に入るということは許されないことなんでしょうか。入ることは

できないんですか。6自治体の中に入ることはできないんですか。

- 〇委員長(薗部 一君) 総務課補佐。
- ○総務課内地域防災室長補佐(所 克実君) 今お話ししました6自治体につきましては、本年の3月29日に新たな安全協定というものを既に締結しておりまして、この6自治体については、所在の東海村と基本的には同じような権限が与えられた。それ以外の8自治体については、現在は事故の報告を受ける権限のみですけれども、今後、要請しているのは、施設の新造施設に関して意見を述べる権限、それから重要事項に係る協議に対しても意見を述べる権限、この2つの権限を与えてくださいというような申し入れをする予定でございます。それがこの表の中の下段のところに書いてあるものでございます。以上です。
- 〇委員長(薗部 一君)ありがとうございます。関委員。
- **○委員(関 誠一郎君)** このマップなんですけれども、七会地区の30キロ圏内という、 うちは来たけれども、隣のうちは来なかったというような感じになるよね、30でしょ、これ。これ全部配ったらという思いがあるんですけれども、どうですか。
- ○総務課内地域防災室長補佐(所 克実君) 大字単位で、エリアというのは決まっているんですけれども、今のところ大字単位で配る予定ではおりますが、余分はありますので、もしそのほうがよろしいのであれば……
- ○委員(関 誠一郎君) あのね、戸数何戸でもないでしょう。七会の戸だから。
- 〇総務課内地域防災室長補佐(所 克実君) 200くらい。
- **〇委員(関 誠一郎君)** そこらでしょう。そこなんかも最初から準備して、ただ一筆文言を書いて、ここは30キロ圏外だよという形の中で、配慮してやったほうがいいと思うんですけれども。うちは配って隣のうちはないということになる……
- 〇総務課長(河原井 明君) 全戸配布数はありますので、全戸に配布します。
- ○委員長(薗部 一君) よろしくお願いします。
- **〇委員(片岡藏之君)** せっかくいい地図が、マップができたんだけれども、一番いいと ころが隠れちゃっているんだよね、これね、一番下が。これの一番いいここの部分が。
- **〇総務課長(河原井 明君)** 2種類あってどちらのほうでしょう、この赤と黄色と。赤の部分。
- **〇委員(片岡藏之君)** これが一番、城里から行ける道路がまるきり消えちゃっているから。せっかくいいものをつくって、町民の人がこれをもらったときに、大体自分でどういう形で行くかということを大体見ると思うんですよ。そのときに、一番いい途中経過が市外との大きい拡大図になっちゃっていて、道路が切れていて……
- ○総務課長(河原井 明君) その点なんですけれども、やはり道は一本道ということで、 これには載っていないんですけれども、一本道だからわかるということと、あとこれの今

- の図面、実は地図の反対側に、ここにちょっと小さいんですけれども、ここにある程度、 一本道ということで、これであらわしているんですけれども、ここの小さい部分ですが。
- **〇委員(片岡藏之君)** だから、なるべく道路的には一本道と言わないで、ある程度のあれを、途中にあれが入るから、スクリーニングのあれが入るから難しいんだろうけれども、ある程度の通れるルートを示しておいたほうがいいんじゃないのかなと思って。
- **○総務課長(河原井 明君)** 一応これ作成して印刷を既にしておりますんで、今回はこれということで、次回からはこのように詳細にわかるような地図をつくってまいります。 今回はこれで……
- ○委員(片岡藏之君) とりあえずこれは123を通れっていうことで……水戸茂木線。
- **〇総務課内地域防災室長補佐(所 克実君)** そうです。後ろの小さい図面のほうにはこ の二通りのルートが示されていますので、このどちらかを使ってくださいということで。
- **〇委員(片岡藏之君)** 今、請願で別の道路の方請願通っているわけであって、そうする とその道路だというともっと早いんですよね。だから後々考えてください。
- ○総務課長(河原井 明君) わかりました。
- 〇委員長(薗部 一君) 小圷さん。
- ○議長(小圷 孝君) これ石塚地域、益子町へ行くという形で施設のほうの割り振りをしてくれたほうがいいんじゃないかな、大字で那珂西はどこへ行くとか、やっぱり偏っちゃったり車が駐車場が、やっぱりある程度おおむね分けて、施設がいっぱいあるみたいだから、どこどこ行くような形で割り振ってやったほうが、緊急のときにいいのかなという感じがするけれども、マイカーで逃げたとき、一ところへ集まっちゃうと駐車場がなかったり何か。だからやっぱり偏っちゃうと思うんだよな。大字でやっぱり割り振ったほうがいいような気がするけれども、益子で……
- 〇総務課長(河原井 明君) 石塚地区というか、黄色のほうなんですけれども、まず最初にこれで言うと、中継所兼基幹避難所ということで、益子町に避難する住民につきましては、益子町町民会館にまず一番最初に行きます。そこから今度……
- 〇議長(小圷 孝君) 割り振られるの。
- ○総務課長(河原井 明君) はい。これについてはあとはこちらも一緒です。茂木町のほうに避難する町民につきましては、中継所ということで茂木町民体育館、そこにまず1回集合します。そこから今度は割り振りします。
- ○議長(小坏 孝君) じゃ、その説明聞いたから了解しました。
- **〇委員(関 誠一郎君)** 住まいからその中継のところまで行くのには何で行くの。自宅から。
- ○総務課内地域防災室長補佐(所 克実君) 自宅から基本的に自家用車ということでお願いするんですけれども、その準備ができない方については、このあたり一時集合場所というのを記していますので、そこに集まっていただくと、そこからバスなり福祉車両なり

というもので移動するというような……

- **〇委員(鯉渕秀雄君)** そこまで行けない住民もいるわけでしょう。
- ○総務課内地域防災室長補佐(所 克実君) 一時集合場所まで行けない方については、 これは今後検討課題といいますか、民生委員さんとか何かいろんな方の協力を得なくちゃ ならないと思いますけれども。
- ○委員(関 誠一郎君) バスがチャーターなかなか難しいよね。
- ○総務課内地域防災室長補佐(所 克実君) これは県のほうで全部準備するということ で進めております。県内全体で大体2,700台ぐらいという試算をしておりますんで、それ を県のバス協会と詰めていく。
- ○委員長(河原井大介君) いずれにしても、このいただいたものなんですが、前々から話があるんですが、東日本大震災終わってから城里町で避難訓練はやっていないんですよね。その避難訓練のやり方は、いろんなやり方今全国でやっていますから、どういう形であれ、一度そのシミュレーションをやはり避難訓練をやったほうがいいと思いますし、先ほど一時避難、自宅から避難場所まで逃げるというのにおいても、実は消防団というのが近くにあるんですが、実はその消防団の枠組みとか役割が、余りその城里町の防災協定の中で、ある程度形になっているんですが、どういうふうにやればいいのかという訓練も段取りも実はなくて、実はこれ東日本大震災のときには、私も消防団員ですが、現役ですが、火災があったとか、さまざまな情報コントロールがもうばらばらになっちゃっていまして、桂地区なんかは比較的きちっとできていたかなというふうに聞いていますが、いずれにしても常比地区だったり、金太郎あめのようにどこを切っても防災、消防団、決めたところである程度、動き、これについてはもうちょっと研究されてほしいなと思いますし、現役のメンバーたちがやはり本当に消防団の活動に実際に行動の仕方、そこに町で統一してほしいなというのが、もう7年前からありますので、よろしくお願いします。
- **○議長(小圷 孝君)** これはもう一回後で話し合いしましょうよ。事故がないことがいいことなんだけれども。
- 〇委員長(薗部 一君) 杉山さん。
- ○委員(杉山 清君) 執行部にお聞きしますけれども、実は1999年のJCOの事故があったときに、私、その後質問を入れて、県指導のもとでやっているから安全だという形の中で、答弁をいただいた経緯があるんです。実際ああいうふうに東日本大震災になって、要するにこの情報というのは、オフサイトセンターから流れてくるわけだよね、県のほうにね、当日ね。そのオフサイトセンターは、東日本大震災で21時間停止したわけですよね。そういった場合の対処の仕方というのは、要するに地方自治体としてはどういうふうに考えているんですか。
- ○総務課内地域防災室長補佐(所 克実君) オフサイトセンターにつきましては、おっしゃるとおりで、そのような状況もありました。それを踏まえて、県のほうでは第2のセ

ンターということで、筑波方面を拠点に、その代替施設として使うというようなお話がありまして、そのオフサイトセンターと市町村は、もう既にネットワークで構築されておりまして、テレビ電話会議とか、そのようなことができるというようなシステムも既に配備されております。

- 〇委員長(薗部 一君) 杉山さん。
- **〇委員(杉山 清君)** そうすると、それは要するに今回できた防災センターイコールという形で考えているんですか。
- ○総務課内地域防災室長補佐(所 克実君) オフサイトセンターとは別に代替施設ということで、筑波の国際会議場のほうを考えているというような話は、県のほうから聞いています。
- ○委員(杉山 清君) 後でまた、わかりました。
- ○委員長(薗部 一君) その他、ございませんか。 なければ、あと事務局のほうで何かありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長(薗部 一君) あと総務、河原井委員長からお願いします。

閉 会

〇委員長(河原井大介君) 長時間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。 以上をもちまして、合同での委員会を終了させていただきます。 大変お疲れさまでした。

午後 0時10分閉会